

新潟市農家レストラン設置要綱

平成26年 8月18日 制定

平成26年 9月10日 一部改正

令和 3年 8月31日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、市街化調整区域に設置する農家レストランの取扱いについて、必要な事項を定め、もって農業の六次産業化を推進し、農村と都市との交流と相互の理解の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家レストラン 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する施設であつて、主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設をいう。
- (2) 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項に規定する農業振興地域をいう。
- (3) 農業用施設用地 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において、農振法第3条第4項に掲げる土地としてその用途が指定された土地をいう。
- (4) 開設者 農家レストランを設置し、管理する者をいう。

(開設の認定)

第3条 農家レストランの認定を受けようとする開設者は、「農家レストラン設置申請書」（別紙様式1）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、農家レストランの設置が適当であると認めるときは、開設者に「農家レストラン設置認定書」（別紙様式2）を交付する。
- 3 農家レストランの設置基準は、農振法及び同法関係法令によるもののほか、別に定める。
- 4 市長は、農家レストランが前項の設置基準に適合しないと認めるとき又はその構造設備が不適当であると認めるときは、第2項の認定を与えないことができる。
- 5 市長は、周辺の農地に影響があるなど本制度の趣旨に鑑みて必要があると認めるときは、第2項の認定に必要な条件をつけることができる。

(開設者の変更)

第4条 開設者に相続または合併があつたときは、相続人（相続人が2人以上あるときにおいてその全員の同意により農家レストランの経営を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設置した法人は、開設者の地位を承継する。

なお、地位を承継する者は、原則、耕作又は養畜の業務を営む者とする。

- 2 前項の規定により開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届けなければならない。

(施設の適正な保持)

第5条 開設者は、農家レストランを適正に維持管理するとともに排水、給水及び換気など、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(実績報告)

第6条 開設者は、毎年1月1日から12月31日までの「年間実績書」(別紙様式3)を翌年3月31日までに市長へ提出しなければならない。

(検査)

第7条 市長は、第3条第5項の規定により付した条件の遵守若しくは第5条の規定による措置の状況を確認するために必要な限度において、開設者その他の関係者(以下、「関係人」という。)から必要な報告を求め、又はその職員をして農家レストランに立ち入り、検査させることができる。

- 2 前項の規定により立ち入り検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(認定の取り消し等)

第8条 市長は、開設者が第3条第3項の規定による設置基準、同条第5項の規定により付した条件、第5条の規定に違反したときは、第3条第2項の認定を取り消すことができる。

- 2 開設者は農家レストランを廃業したときは、速やかに「廃業届」(別紙様式4)を提出しなければならない。
- 3 開設者は、第1項の規定により認定を取り消されたとき又は廃業したときは、農業振興地域にあっては敷地を農地又は農業用施設用地として適正に利用しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

設置基準

項 目	内 容
1 開発（敷地）面積	経営計画に見合う規模であること。
2 建築物	経営計画に見合う規模であること。
3 敷地の接する道路	原則として幅員6.0m以上の道路（通行上支障がある部分は含まない）に6.0m以上接すること、かつ、最寄りの道路の交差点まで6.0m以上の道路幅員があること。
4 その他	（1）隣地の地権者，開設地が属する農家組合，農業協同組合，土地改良区，農業委員会等から同意が得られること。 （2）駐車場は施設に見合った有効な台数を確保すること。 （3）都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条及びその他の技術基準に関する規定に適合すること。

別紙様式 1

農家レストラン設置申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

開設者

住所 (法人は所在地)

氏名 (名称・代表者)

新潟市農家レストラン設置要綱第3条の規定に基づき農家レストランを開設したいので、
関係書類を添えて申請します。

添付資料

- ・ 農家レストラン開設計画書 (別紙様式 1 - 2)
- ・ 開設者の概要及び構成員名簿
- ・ 位置図, 平面図, 立面図, 排水系統図
- ・ 意見書 (農業協同組合, 土地改良区, 自治会, 農家組合)
- ・ 同意書 (土地所有者, 土地耕作者, 隣地土地所有者)
- ・ その他必要と認められるもの (登記簿謄本, 見積り, 規約等)

農家レストラン開設計画書

農家レストラン 開設者		レストラン 名称	
レストラン 開設地	新潟市		
開設地決定理由			
工期	着工予定年月日	年 月 日	総事業費
	竣工予定年月日	年 月 日	
	開設予定年月日	年 月 日	
円			
開発（敷地）面積 ※駐車場含む	m ²	延べ床面積	m ²
駐車可能台数	台		

○ 年間計画（使用する材料）

1 自己生産物及び市内で生産されたもの

主なもの	使用品目	仕入先	使用量	仕入金額
その他、自己生産物及び市内で生産されたもの				
合 計			①	②

2 1以外のもの

使用品目	使用量	仕入金額
	③	④

3 材料使用割合

自己生産物及び市内で生産されたものを使用した割合（量）【①／（①＋③）】	%⑤
自己生産物及び市内で生産されたものを使用した割合（金額）【②／（②＋④）】	%⑥

※⑤又は⑥が 50%以上となること。

農家レストラン設置認定書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

年 月 日付けで設置申請のあった下記農家レストランについて，新潟市農家
レストラン設置要綱第 3 条第 2 項の規定により，認定します。

記

農家レストラン 開設者					
レストラン 名称					
レストラン 開設地	新潟市				
開発（敷地）面積 ※駐車場含む	m ²	延べ床面積	m ²	駐車可能台数	台
【認定の条件】 ・必要な関係法令を遵守すること。 ・毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの「年間実績書」を翌年 3 月 3 1 日までに市長へ提出すること。					

別紙様式 3

農家レストラン年間実績書（ 年分）

年 月 日

（宛先）新潟市長

開設者

住所（法人は所在地）

氏名（名称・代表者）

新潟市農家レストラン設置要綱第6条の規定により、実績を報告します。

農家レストラン名称			
レストラン開設地	新潟市		
開設年月日	年 月 日	年間売上	円

○ 年間実績（使用した材料）

1 自己生産物及び市内で生産されたもの

主 な も の	使用品目	仕入先	使用量	仕入金額
その他、自己生産物及び市内で生産されたもの				
合 計			①	②

2 1以外のもの

使用品目	使用量	仕入金額
	③	④

3 材料使用割合

自己生産物及び市内で生産されたものを使用した割合（量）【①／（①＋③）】	%⑤
自己生産物及び市内で生産されたものを使用した割合（金額）【②／（②＋④）】	%⑥

別紙様式 4

廃 業 届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

届出者

住所 (法人は所在地)

氏名 (名称・代表者)

下記のとおり、農家レストランを廃業しましたので届出をします。

記

農家レストラン名称	
レストラン所在地	新潟市
廃業年月日	年 月 日
廃業の理由	